

平成29年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会

招 集 年 月 日	平成29年2月17日					
招 集 の 場 所	取手地方広域下水道組合議会議場					
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 9名 欠席 1名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席 〃 × 不応招を示す 公 公務欠席を示 す	開会	平成29年2月17日午後2時14分			議 長	山野井 隆
	閉会	平成29年2月17日午後4時25分			議 長	山野井 隆
	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別
	1	柿 沼 朋 幸	△	16		
	2	古 舘 千恵子	○	17		
	3	海老原 弘	○	18		
	4	小 堤 修	○	19		
	5	渡 部 日出雄	○	20		
	6	石 井 めぐみ	○	21		
	7	山野井 隆	○	22		
	8	吉 田 宏	○	23		
	9	齋 藤 久 代	○	24		
	10	加 増 充 子	○	25		
	11			26		
	12			27		
13			28			
14			29			
15			30			
会議録署名議員	8番	吉 田 宏		9番	齋 藤 久 代	
職務のため議場に 出席した者の氏名	事 務 局 長	齋 藤 隆		議事係	谷 口 江利子 西 島 淳	

地方自治法第1 21条により説明 のために出席 した者の氏名	管 理 者	藤 井 信 吾
	副 管 理 者	片 庭 正 雄
	事 務 局 長	渡 邊 達 夫
	次 長	古 谷 勝 美
	次 長	川 上 雅 彦
	企 画 財 政 課 長	濟 賀 幸 夫
	業 務 課 長	前 島 修
	管 理 課 長	榎 根 本 嗣 郎
	施 設 課 長	舘 野 正 美
	工 務 課 長	穂 鹿 毅
	総務課長補佐兼会計係長	近 内 伸 一 郎
	企画財政課長補佐兼財政係長	長 塚 学
	業務課長補佐兼業務係長	斉 藤 佐 武 郎
	管 理 課 長 補 佐	中 山 茂
	施 設 課 長 補 佐	海 老 原 義 孝
工 務 課 長 補 佐	渡 邊 敏 明	

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事 件	別紙のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

平成29年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会議事日程

平成29年2月17日

午後2時14分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 議案第1号 取手地方広域下水道事業の設置に関する条例について
- 日程第5 議案第2号 取手地方広域下水道組合事業運営審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第3号 取手地方広域下水道組合監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第4号 取手地方広域下水道組合職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第5号 取手地方広域下水道組合財政調整基金設置条例を廃止する条例について
- 日程第9 議案第6号 平成28年度取手地方広域下水道組合一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第7号 平成29年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算
- 追加日程第1 報告第1号 28国補第63-112号雨水枝線工事請負変更契約締結についての専決処分の報告について

平成29年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会会期日程

会期 平成29年2月17日

月 日	時 刻	会議名	場 所	備 考
2月17日	午後2時14分	本会議	議会議場	一般質問 議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号 報告第1号

平成29年第1回

取手地方広域下水道組合議会定例会会議録

平成29年2月17日（金曜日）

於 取手地方広域下水道組合議会議場

○

午後2時14分開会

○議長（山野井 隆君） ただいまの出席議員は9名で定足数に達しております。よって、平成29年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会は成立いたします。

これより開会いたします。

欠席届が柿沼朋幸君から出されておりますので、報告いたします。

○

会議録署名議員の指名

○議長（山野井 隆君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

本定例会における会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、吉田 宏君，齊藤久代さんを指名いたします。

○

会期の決定

○議長（山野井 隆君） 日程第2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

○

一般質問

○議長（山野井 隆君） 日程第3，一般質問を行います。

一般質問は、一括質問一括答弁制と一問一答制を各議員が選択して行います。

念のために申し上げます。一括質問一括答弁制を選択して質問を行う議員は、従来どおりです。一問一答制を選択して質問を行う議員は、1回目の質問は登壇して行い、質問後は質問席で待機し、2回目以降の質問は質問席で行ってください。自己に関係する質問が終わりましたら自席にお戻りください。執行部におかれましても、1回目の答弁は登壇して行い、答弁後は自席で待機し、2回目以降の発言は自席で行ってください。

なお、一問一答制の制限時間は、申し合わせにより1人20分以内となっております。
それでは、質問通告順に従い質問を許します。

海老原 弘君。

○3番（海老原 弘君） 3番の海老原です。私からは、つくばみらい市山王新田の未整備地区についてお尋ねをいたします。

山王新田地区については、現在、整備を進行していただいておりますけれども、集落が点在している地区なので、その中で北部地区の整備計画についてお尋ねをいたします。

北部地区というのは谷井田に近いほうが山王新田の北部地区、いわゆるバス停で大橋交差点というのがあるんですけれども、その付近の住宅、あるいはそれに付随する農村の集落が何戸かあるところがございます。

この地区について、現在、下水道の整備状況を教えていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

事務局長渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） ただいまの海老原議員のご質問にお答えいたします。

山王新田の北部地区の整備計画でございますが、具体的な場所といたしまして、山王新田の第1地区の北側、県道取手つくば線の大橋交差点付近の整備計画についてお答えいたします。

この地区は、近隣の谷井田、外記新田地区と同様に、平成26年度下水道法に基づく事業計画区域に変更追加した地区でございます。現在の計画におきまして、この大橋地区を最上流部といたしまして当組合の山王新田ポンプ場側に流れる系統で計画をしておりますが、詳細となります設計委託は実施していない状況でございます。

今後の整備計画につきましては、現在、施工中の山王新田地区の整備状況を見据えながら鋭意進めてまいりますので、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 海老原 弘君。

○3番（海老原 弘君） 局長のほうから説明いただきましたけれども、具体的に山王新田地区は広範囲で、現在は第1保育所付近を整備している状況なんですけれども、今後、市営の分譲住宅8期、7期と予定されておりますけれども、今回8期住宅で道路側の方が接続を可能になった段階で、負担金の負担ということで住民からいろいろ要請がありまして、今、事務局のほうへ、総会があるので説明会をお願いしているところがございます。

それで、同じ山王新田地区なんですけれども、局長から説明してくれました北部地区については、今、説明あったように計画がおくれていることが現状なんですけれども、山王新田の地区の方は、新年会とかそういうときに集会所で顔を合せたときに、なぜうちのほうがおくれているんだということで、地元につくばみらい市の市会議員がいらっしゃるんですが、「海老原さん、どういうふうなんだかちょっと聞いてもらえないか」ということで、この

質問を提出したわけでございます。

山王新田地区については、局長から大まかな説明はありましたけれども、工事のほうで現在の状況も教えていただきいたと思います。その上で住民からの要望のある、先ほど局長から説明があった大橋の付近の住宅がどのぐらいになる想定をしているのか、お答えいただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（山野井 隆君） 渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） ただいまの海老原議員のご質問にお答えします。

現在実施しております山王新田地区全体の整備状況でございますが、山王新田地区の整備につきましては、平成22年度に事業計画に拡大した南側の地区、約40ヘクタールを重点に順次整備を進めており、今年度、設計を実施しております県道取手つくば線の二三成橋付近を除きまして、平成31年までにはおおむね完了する見込みとなっております。

○議長（山野井 隆君） 海老原 弘君。

○3番（海老原 弘君） 今、説明があったのでは、今回の質問の範囲も31年度までということでしょうか、確認をさせていただきます。そうでなくて、今回の質問のところはどのぐらいになるのか、わかればよろしくをお願いします。

○議長（山野井 隆君） 工務課長 穠鹿 毅君。

○工務課長（穠鹿 毅君） ただいまの海老原議員のご質問にお答えしたいと思います。

今、局長のほうから説明いたしました平成22年度に事業計画を拡大した南側の地区、こちらについて40ヘクタールを整備しているというお話でございます。こちらにつきましては、一部を除きまして平成31年度までに整備が完了する見込みでございます。

また、ご質問の大橋付近、こちらにおきましては平成26年度に事業計画に追加した区域でございます。まだ設計委託もやっておりません状況でございます。いつまでに完成するというようなお話は、ちょっと難しいかなと思っております。

また、山王新田地区、こちらの全体の整備状況を見据えながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくどうぞご理解をお願いしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 海老原 弘君。

○3番（海老原 弘君） 今、答弁をいただきましたけれども、先ほどの地元の市会議員の話では、つくばみらい市のほうへ住民の請願を出す予定をしているということも聞いておりますので、今答弁がありましたけれども、計画を立てて、住民にわかるように説明をしていただければ幸いです。今後よろしく整備をお願いしたいと思います。

質問は以上で終わります。

○議長（山野井 隆君） 以上で海老原 弘君の質問は終わりました。

続いて、小堤 修君。

○4番（小堤 修君） 改めまして皆さん、こんにちは、小堤 修でございます。きょう

は私、事前通告のとおり、下水道整備の現況及びその方向性についてということでご質問させていただきます。

これは、私がこちらの議員になる前に既に何回も質問があったかと思えますけれども、私もいろいろな地域を回りますと、多くの方々から、早く下水道をと熱い要望がございますので、あえてきょう、またご質問させていただきます。質問の要旨がたくさんありますので、簡潔な質問、答弁をお願いしたいと思います。

それではまず第1問目ですけれども、最新の下水道の普及率を市別に教えてください。よろしくをお願いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

事務局長渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） ただいまの小堤議員のご質問にお答えいたします。

最新の下水道普及率は、平成27年度末現在におきまして、取手市で72.4%、つくばみらい市で69.3%でございます。

また、下水道・農業集落排水施設・合併処理浄化槽等の汚水処理施設全体の汚水処理人口普及率は、取手市で86.1%、つくばみらい市で89.4%でございます。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○4番（小堤 修君） ありがとうございます。そうしますと、まだ下水道に関しては100%ということには現状なっておりませんが、100%になるにはあとどのぐらいかかるか、市別に教えていただきたいと思えます。

お願いします。

○議長（山野井 隆君） 渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） ただいまの小堤議員のご質問にお答えします。

今年度、茨城県におきまして生活排水処理施設の整備構想、いわゆる「生活排水ベストプラン」を策定しております。「生活排水ベストプラン」とは、下水道・農業集落排水施設・合併処理浄化槽等のそれぞれの生活排水処理施設の整備を一体的に推進するために、県と市町村が連携して策定する整備構想でございます。

生活排水ベストプランの策定におきましては、取手市やつくばみらい市におきましても、整備区域や整備スケジュール等の検討を行っておりまして、20年後（平成47年度末）の下水道普及率につきましては、取手市で90%、つくばみらい市で81%となる見込みでございます。

また、汚水処理人口普及率は、取手市で約94%、つくばみらい市で約99%となる見込みでございます。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○4番（小堤 修君） ありがとうございます。それで、あと20年かかるということですから、この整備、市街化区域と市街化調整区域に分けて整備をしている理由という

の何かありましたら教えていただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） ただいまの小堤議員のご質問にお答えいたします。

先ほどのご質問において説明させていただきました生活排水ベストプランでは、少子高齢化が進む中、また、税収の落ち込みなど厳しい財政状況の中で、下水道整備の早期概成効率化を実現するために、効率的で適正な整備区域や整備スケジュールを検討しております。

さらに、今後、既に設置した管路や処理場など下水道施設の改築などで多大な費用が見込まれております。収益の根幹である下水道使用料及び受益者負担金など積極的な自主財源の確保にも努めなければならないことから、人口密度の高い市街化区域を優先して下水道整備を推進する必要がございます。

このような状況の中で、生活排水ベストプランの策定におきまして、今後10年程度の下水道整備に関するアクションプランもあわせて策定し、下高井地区の一部、浜田地区、上萱場地区など、市街化調整区域の下水道整備も市街化区域とあわせて整備する計画となっております。

よろしく願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○4番（小堤 修君） ありがとうございます。そうしますと、次にお伺いしようと思ったんですけれども、下水道工事の場所はどのようにして決めるのかということですが、今のお答えでよろしいのでしょうか、再度お聞きします。

○議長（山野井 隆君） 企画財政課長 濟賀幸夫君。

○企画財政課長（濟賀幸夫君） ただいまの小堤議員のご質問にお答えさせていただきます。

工事箇所を選定の方法なんですけれども、29年度予算もこれからご審議していただくんですが、その工事箇所の決め方としましては、まず最初に事業計画区域になっている地区を整備していきます。なぜかと申しますと、これが国庫補助金の対象となっている区域でございますので、まずその中から選択していきます。

それで、下水道はどうしても自然流下で、下流側が終わっていないと飛び越して上流部はできませんので、そういう下水道の流れる系統などを考慮して決めていきます。

また、団地の中の道路など狭い箇所なんかは、迂回路とかそういう生活道路を、どうしても通行どめとかありますので、そういうものを考慮しながら場所を決めていまして、現在では年間、取手市で20ヘクタール、つくばみらい市で約10ヘクタールの枝線整備をしていく予定で考えております。

○議長（山野井 隆君） 管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） ただいまの小堤議員のご質問に、幾つか補足をさせていただきたいと思っっているんですけれども、まず私も自分が管理者に着任したときに、今お名前が出ました隣の守谷市等と比べて、下水道事業の進捗率ははかばかしくないのはなぜかというようなことで、疑問を持っていて調べたりいろいろしているところなんですけれども、まず、取手市におきましては、先ほどありましたように、下水道整備率という概念だけでなく、農業集落排水事業、また合併処理浄化槽も含めました汚水処理人口普及率ということで、まず捉えていただいたいということが1点でございます。

それから、下水道の認可区域の設定に際しまして、区域に対して下水道の普及が、その中の80%手当できないと次の認可区域の拡大ないし見直しができないという一つのルールがあります。そのルールがある中で、できるだけ早く80%に届かせようということによって下高井のURの事業等で80%に到達することができたものですから、見通しが立ったものですから、平成26年度からまた認可区域を新たに定め直したということがございます。

また、その認可区域を定め直すに当たりまして、従来、比較的粗い網のかけ方をしていたと言いますか、白地図によって、面積でこのエリアをどんと認可区域に充てるというやり方をしていたわけなんですけれども、費用対効果を考えますと、できるだけ多くの皆さんがまとまってお住まいになっているエリアを細かく、小さく、大きな四角をがさっとくりまますと、そこの中に言ってみれば山林的なものですか、住居地として使われない部分も大きく含みますから、そうではなくて、できるだけ小さいプロットをたくさんめに拾っていくような形で、今回の認可区域の拡大、見直しに当たっても取り組んでおります。そういったことによって、少しでも普及率が進捗するようにということによって進めさせていただいております。

ただ、ぜひともご理解をいただきたいのは、市街化調整区域と市街化区域はやはり別物だと思っっています。市街化調整区域は基本的には市街化を抑制すべき区域と、これは下水道でお話する話ではなくて、各構成市の都市計画の問題としてお話をされる分野であろうかなと思っますけれども、そういう中でおのずと既存の住民の皆様方のインフラをできるだけお応えしたいところでございますけれども、都市計画税を納税していただいております市街化区域の中でも、なかなか狭隘道路の問題だったり、山坂の問題であったり、あるいはまた既にガス管が入っている、水道管が入っているということで、最も後発的な下水道が入るということでこの関連するガス管や上水道管の移設を、いわゆる原因者負担ということで移設補償をしながら、非常に多額の経費をかけているということもあって、なかなか追いつかないところもあるわけですので、そういう中では市街化区域を優先しているというのは、やむを得ないことだろうということであろうと思っます。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○4番（小堤 修君） どうもありがとうございました。わかりやすい答弁、ありがとうございます。

ということで次の質問をしようと思ったのですが、今の答弁の中に大体の答えが入っていましたので、よく私も地域住民の方から、守谷市は100%なののうちは何だとか、あと、あとからゆめみ野ができたのに、あっちが先に下水道ができて、何でこっちのほうはまだなんだとかということをよく聞かれます。どういうことなんだと、私も勉強不足なのでそういうところがわからない部分もあったんですが、住んでいる方々もそういった細かい、なぜそうなっているのか、今の管理者の答弁みたいなことはわからないのでそういう質問をするのかなということですので、次の4、5番は飛ばします。

最後に、整備計画の考え方というのは、そのまま今後も同じように行くのでしょうか、それとも新たな時代とともに都市の計画等も変化していくものなのか、抜本的に変わるものなのか、その辺のところを教えていただけたらと思います。

最後の質問にします。

○議長（山野井 隆君） 企画財政課長 濟賀幸夫君。

○企画財政課長（濟賀幸夫君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほどの答弁と一部かぶってしまうところがあるんですけども、まず最初に、現在、当組合においては、先ほども申しましたが、取手市で年間20ヘクタール、つくばみらい市で約10ヘクタールのペースで下水道整備を進めているところです。

また、整備に当たりましては、国からの交付金を有効に活用し、汚水の未普及地区の解消を図るべく、現在鋭意努力をしているところでございます。

下水道整備には莫大な費用がかかります。ペースをもっと上げて整備することとなりますと、これまで以上に、国はもちろんのこと構成市の支援、構成市負担金が必要になってきます。

また、現在の事業計画区域外の区域を整備することとなりますと、また県に事業計画区域の変更申請等の手続が必要になってきます。

平成27年度末現在の取手市、つくばみらい市における事業計画区域の整備状況でございますが、整備済み面積が約1,760ヘクタール、整備率が約83%、残り約371ヘクタールがまだ未整備となっている状況でございます。

今後におきましても、事業計画区域内の未整備地区を優先して鋭意整備を推進してまいりまして、構成市と連携を図りながら、新たに今度下水道地域の拡大について検討していきたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 小堤 修君。

○4番（小堤 修君） ありがとうございます。

以上で私の質問は終わりにしますけれども、地域住民の方々の熱い要望と先ほど申しましたんですけども、確かにここにも書きましたとおり、ウォシュレットつき水洗トイレ、これが当たり前になってきていますが、中にはまだ、いわゆるくみ取り式便所、トイレに対して便所という言葉を使わせていただきますが、バキュームカーでくみ取りをしている

ところで生活をしている人がいると。ウジがわいたり、ハエがわいたりするようなところで用を足している人もいるということを念頭に置いていただき、できるだけ早い工事の促進をお願いいたします。以上で終わります。

○議長（山野井 隆君） 以上で小堤 修君の質問は終わります。

すみません。執行部の方と議員の皆さん、発言する前にマイクのオン、オフを確認してからお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

それでは、加増充子さん。

○10番（加増充子君） 加増充子です。

地方公営企業法適用について、公共下水道ですが、企業会計適用によって住民福祉の増進とした目的が果たせるのか、この観点から伺います。

平成29年4月1日から地方公営企業法の一部が適用され、その適用による効果は、まず1点、経営状況の明確化、2点目が維持管理時代に対応した経営体制づくり、3が情報公開と透明性の向上により市民の理解を深める、4が職員意識の向上と、先日行われた説明会の資料にあります。

しかし、収益中心で、住民福祉の増進という目的が二の次になってしまうのではないかと受けとめざるを得ないものですが、いかがお考えでしょうか、お願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

事務局長渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） ただいまの加増議員のご質問にお答えいたします。

住民福祉の増進とは、下水道事業の安定的な継続を実現し、下水道施設を住民に提供していくことにより、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質保全を図っていくことと考えます。

その目的を達成するためには、常に企業の経済性を発揮することが求められますが、地方公営企業法を適用することによりまして経営状況の明確化が図られます。

次に、貸借対照表や損益計算書といった財務諸表を作成することで、財政状況及び経営成績を把握することができるようになります。

また、減価償却費を導入することによりましてストック資産の状況が金額により把握できるため、適切な維持管理計画の策定にも役立ちます。

さらに、財政状況が把握しやすくなるため、市民の理解が深まり、職員の経営意識の一層の向上が期待できます。

以上の効果といたしまして4点ほど説明させていただきましたが、下水道事業の安定的な継続を実現することで、住民福祉のさらなる増進を果たせると考えております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 今、事務局のほうから4点ほど、その目的について明らかに説明されました。確かにそのような内容はこの間の説明の中でも、また企業会計の中でもう

たわれております。確かにそれは事実であります。

それで、私のところで伺いたかったのは、やはり地方自治体として、公共下水道として住民福祉の増進というのが大前提であり、経営状況の明確化と先ほどおっしゃいましたけれども、そこが違うのではないかと私は受けとめたものですから伺いました。

そもそも下水道組合は、住民福祉の増進を目的とする基礎自治体としての取手市、つくばみらい市の下水道という一部の事務を担う機関として設置された、これは既にご承知だと思います。その大前提は環境生活面における都市施設の整備による住環境の整備、これを進めることで住民の福祉の増進ということなのですが、ここで一番は住民の生活をどのように安定させていくのか、住環境を整備して安定させていくのかということが一番の狙いなのですが、この企業会計は経営が最優先、そこでの利潤なども明らかにされて見える化されております。

そういう中で利潤第1を目的とする企業経営に変わるという意識でいいんでしょうかね。そこを明らかにしてください。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） これは取手市長としてのお答えと重なっているかもしれませんが、過日、野澤千絵さんという先生が書かれた「老いる家 崩れる街」という本を読ませていただきました。もちろん住居のことも書いてありますけれども、上下水道を含みますインフラの劣化というものに対して、どのように国を挙げて対応していくのかということがありまして、実は今、上下水道とも非常に厳しい状況に入っているわけがございます。

そういう中にありまして、経営という言葉が何か営利企業のような感じがするという、何となくイメージでおっしゃっているんだろうと思いますが、実は私も、全然利潤なんか上げているところまではとても行っておりません。恐らく上水道よりも、なおのこと下水道のほうが難しいんだと思います。

一定の構成市からの負担金があって初めて成り立っているところではありますが、さりながら今後利用者数、一方で普及率を拡大するということは利用者がふえるという前提でありますけれども、非居住者の、せっかくインフラを整備しても、面的に見ても、また戸数の面で見ても、空き家がふえてくるということになってきますと、投下したインフラに対して口数というのでしょうか、それに見合うだけの利用が望めないということになってくることもあります。そういう中でいかに長期的に管路の更新とか、長寿命化ということですけれども、それと同時に必要に応じて最も効果的な、できるだけ一つの投資がたくさん今後の利用者を得られるような効果的な投資の仕方といったところを学んでいく、徹底的にノウハウを高めていくということが基本にあります。この基本にあることの中の一つの公会計的な方法が企業会計の導入ということで、これ全部一つでつながっております。

別に経営的なことをしたから、ここの管理者が太るとかというようなことではないわけ

で、それは利用者である皆さん、また、納税者として、それぞれの構成市の市税を納税していただいている皆さんの利益に資するために公会計というものが進められているということでございますので、基本的に余り経営と言うから何かもうけ主義だとかという、やや短絡的な結びつけでもないということをお願いしたいと思えます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 今の、経営とあるけれども、利潤追求でもなく短絡的な見方をしないでほしいというような管理者の答弁がありました。

私も単純にそう見ているわけではありません。この目的がそのようにあるわけですから、やはりそこに危惧することが、私はあるということでも伺ったわけです。

そして、先ほど空き家がふえてくるとか状況が変わった中で、やはり私たちが住んでいて公共下水道を本当に早く促進してほしい、進めてほしい、これは住民の皆さんの願いだと思います。これまでも進んだところからは喜ばれている声もたくさん聞かれています。

それで、平成28年6月に出されました事業概要なんですけれども、その中で整備状況が、取手市が84.2%、つくばみらい市が74.4%、それで下水道普及率ですが、取手市が72.4%、つくばみらい市が51.6%、このように数字が出されています。どちらの市も住民要求は強いものだと思いますし、こういう要求があるにもかかわらずなかなか整備が進まない、まだまだ時間がかかるというのが、この数字からも読み取れると思います。公共の福祉を増進するとあるならば、こうした住民の声をどのように反映させるのか、そこを最優先に考えていくことが、今、大事なのではないかと思います。

そして、事業計画についての今後の考え方なんですけれども、企業会計と言うといろいろありました。経営状況、貸借対照表とかいろいろ出てきた中で、そこから見て事業を進めないなんていうことはあり得ないですよ。そこについてはっきりお答えください。

○議長（山野井 隆君） 企画財政課長 濟賀幸夫君。

○企画財政課長（濟賀幸夫君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今のご質問は、企業会計を導入しますと整備がおくれるんじゃないかと危惧されるという質問かと思いますが、まず、企業会計の予算がきょうの議案になっているんですけれども、整備をするためのところには資本的支出というものがございます。その財源となるのは国庫補助金と企業債と構成市出資金ということになっていますので、使用料はそこに充てておりませんので、維持管理費にはその使用料を充てていますので、工事をする建設費に関しては使用料とは関係なく財源が確保できますので、今までのペースで進めていけると考えております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 次に、伺います。公営企業法に基づいて条例が、第1号で議案として出されています。この中で議会の権能について伺います。

とりわけ第5条から第7条についてですが、現行では、議会の議決が定められているの

が地方自治法で96条であります。それがここでは契約案件の額とか、そういうものが予算化するということで見えなくなりますね。そういうところなんです、議会の権能を弱めていくのではないかと。逆に管理者の権限が強くなっていくのではないかとという問題が、なかなか私は古い人間でございますので払拭できないんですけども、市民の望む事業の進捗を妨げていくようなことがないのか、議会の中で議員としてのチェック機能が働かなくなるのではないかと、弱まるのではないかとということも危惧するんですが、そのような議会の権能について、弱まっていく、その心配がある中で正当に契約がやられているのか、そういうところの見方についてはどのような、この条例を出した管理者としては、組合としては受けとめているのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 次長古谷勝美君。

○次長（古谷勝美君） ただいまの加増議員のご質問にお答えします。

私が今から述べますのは、総務省が公営企業会計の適用の推進についてインターネットで公表しているものを読んでご説明させていただきます。

企業会計を導入することによって弾力的な経営を行うことが可能となり、予算の支出、効率的、機動的な資産管理等が可能となり、経営の自由度が向上することにより住民ニーズへの迅速な対応が可能となり、経営の効率化、住民サービスの向上につながる。それと経営の透明性が向上し、他団体との比較も容易になり、議会、住民のガバナンスが向上するというようなことがうたわれておりますので、議員のご心配するようなことはないと思います。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 私もその総務省から出されているのは見ました。確かにそのように書いてありました。そういう中で、よく行政が使うんですが弾力的経営、効率的経営というのは、裏を返せば住民サービスが狭まるというようなことが、これまでの行政の中では出されている中で、本当真っすぐ「そうですか」と受けとめる私の懐ではないんですが、そして住民サービスにつながると最終的にはうたっておりますけれども、そういうことを書いて今度の企業会計導入を図るということだと思います。

そこで、この説明会のときに出された資料の中の4ページに地方公営企業法の適用の区分っております。水道事業、工業用水道事業とあります。当然適用、また財務規定等を適用される病院事業がありますが、その隣に任意適用ってあるんですね。これが下水道なんです。それで、総務省から27年1月に出されたのは、要請されているんです。義務化でも何でもありませんよ。ですから思い切ってそれをやるなら、これまでの会計をしたほうがいいのではないかと、企業会計導入は見直すというか、見送るべきではないかと私は思うのですが、それでもやるということなんでしょうか。

そこら辺のお答え、ここらの中でどうなんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 企画財政課長 濟賀幸夫君。

○企画財政課長（済賀幸夫君） ただいまの質問にお答えいたします。

平成27年1月に総務大臣から通知が来て、要請ですとなっているんですけども、その要請の中に「人口3万人以上の市町村及び一部事務組合は平成32年度から企業会計を適用すること」と、これは絶対になっています。そういう決まりになっていますので、どうぞそれは、そういう認識をしていただきたいと思います。

うちは平成32年までに本来はやればいいんですが、29年4月ということで、3年間の準備期間を設けさせていただきまして今度の4月から適用するようなことにしました。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 32年度までということが早く先送りというか、前倒しが始まるわけですね。そうしますと、私たち議員もこの企業会計の説明会がされましたけれども、理解できないというのは、その人の能力だと言われればそれまでなんですけれども、十分に今の議会の議員も含めて納得する、わかったというような時間も必要ではなかったかなと思ひましてこのような質問をいたしました。ですからこれについては早まったのではないかと、見送って、今回はよく熟知していくということも一つではないかと思いますが、そのお考えはないですか。

○議長（山野井 隆君） 事務局長渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） ただいまの加増議員のご質問にお答えします。

3年間という準備期間を経て、それは丁寧に説明していきますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。変えるつもりはございません。

○10番（加増充子君） はい、いいです。

○議長（山野井 隆君） 以上で加増充子さんの質問は終わりました。

○

議案第1号 取手地方広域下水道事業の設置に関する条例について

○議長（山野井 隆君） 日程第4、議案第1号 取手地方広域下水道事業の設置に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） それでは、平成29年第1回取手地方広域下水道組合定例会の開会に当たりまして、まず一言、ご挨拶を申し上げます。

初めに、下水道事業におけます公営企業会計への移行は、総務大臣による要請であり、平成32年度から実施するものとして、取り急ぎながら各自治体において準備が進められております。

本組合におきましては、平成29年4月1日から公営企業会計に移行するため、本年1月12日、茨城県知事に規約変更の許可申請を提出し、同月18日に規約変更許可を受けたこと

により、本定例会におきまして地方公営企業の移行に関連する議案を上程する運びとなりました。準備期間における予算の成立等、議員の皆様のご協力につきまして御礼を申し上げます。

今後とも議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

さて、議案第1号 取手地方広域下水道事業の設置に関する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、平成29年4月1日から地方公営企業法の一部を適用することに伴い、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に基づき、取手地方広域下水道事業の設置等に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。

以上、議案第1号につきまして提案理由をご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） これから質疑を行います。質疑は、申し合わせにより、一つの議事日程につき、答弁時間を除き1人5分以内です。質疑回数制限はありません。

念のために申し上げます。

質疑を行う議員は、一般質問と同様、1回目の質疑は登壇して行い、質疑後は質問席で待機し、2回目以降は質問席で行ってください。質疑が終わりましたら自席にお戻りください。執行部におかれましても、1回目の答弁は登壇して行い、答弁後は自席で待機し、2回目以降の発言は自席で行ってください。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

齋藤久代さん。

○9番（齋藤久代君） 齋藤久代です。それでは議案第1号につきまして質問したいところがございます。

まず、先ほども加増議員のほうから質問がありましたが、5条、6条、7条についてでございます。これまで議会の議決または同意を要するものがなくなるということになりました。それで、先日、説明会でも受けましたけれども、契約の締結、それから、重要な資産の取得・処分、賠償責任の免除、負担付きの寄附の受領等、組合の義務に属する損害賠償の額の決定などなんですけれども、それでは、これまで当組合におきましては例年どの程度のものが議会の議決が必要なものとしてあったのかということ、まず伺いたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

次長川上雅彦君。

○次長（川上雅彦君） 齋藤議員のご質問にお答えします。

今年度臨時議会というか議決案件として1件ございました。過去にも、年間1件から2

件ほどありました。

○議長（山野井 隆君） 齋藤久代さん。

○9番（齋藤久代君） ありがとうございます。毎年1件、2件のようなことで推移しているということですが、それでは、これから議会の議決が必要なくなったとしても、何らかの形で議会にそのようなことがあったという報告については、どのようになるのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 川上雅彦君。

○次長（川上雅彦君） その件につきましては、先日の勉強会の際にもお話ししましたように、予算議会、決算議会の際に、今まで以上に十二分に説明してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（山野井 隆君） 齋藤久代さん。

○9番（齋藤久代君） では、よろしくお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

加増充子さん。

○10番（加増充子君） 加増充子です。条例の4条です。4条について、経営の基本が書いてあります。「下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない」とありますけれども、本来なら行政としての役割から見れば、「公共の福祉を増進するよう運営し、常に企業の」と逆になるのではないかと思います。この説明書にも1番が経済性の発揮、2番が公共の福祉とあります。私もこの法律を見ましたら、まさにそのとおり書いてあるんですけども、そこについて疑問は持たれませんでしたでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） これは私の私見でございますが、これは両方ともしっかりとやっていくという意味でございます。ここにおります下水道の職員、管理者、副管理者を含めまして、寝ても覚めても取手市の下水道のことを大事に考えております。「寝ても覚めても」とは言いますが、「覚めても寝ても」と言い回し上言わないでも、ほぼ同じことでございます。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） 寝ても覚めても、覚めても寝ても一生懸命考える、本当に頑張っている職員の皆さん、それは私も大変理解しております。ただ新しい企業会計に入ってこのような条例ができた中で、1番は住民の福祉、ここを優先して次に経済性の発揮ということが基本ではないかと私思ったものですから質疑をいたしました。そういう中で住民要求は常にしっかり受けとめて、それを促進するという立場は変わらない、先ほどの一般質問にありましたけれども、変わらないという立場ですよね、それを確認いたし

ます。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

事務局長渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） ただいまのご質問にお答えします。

基本的な考えは全く変わりませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

それで、地方公営企業法につきましては、両方、同一的に経済的に成功してこそ、その本来の目的である公共の福祉を増進することができると思っておりますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

○10番（加増充子君） では、いいです。

○議長（山野井 隆君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

加増充子さん。

○10番（加増充子君） 反対討論なんです。

○議長（山野井 隆君） 反対討論からです。

○10番（加増充子君） 加増充子です。議案第1号 取手地方広域下水道事業の設置に関する条例について反対をいたします。

今回の条例提案は、提案理由にあるように、平成29年4月1日から地方公営企業法の一部適用ということで、それに伴った条例制定です。これは、先ほども一般質問で申しましたが、水道事業、工業用水道事業、自動車運送事業などに加えて、32年度までの企業会計の移行が国から要請されているものであります。メリットとして云々いろいろ書いてありますけれども、資産の正確な把握による経営管理の向上などが挙げられておりますが、経営に要する経費の的確な原価計算により、より計画的な経営基盤の強化などが目的となっております。これが大前提なんです。

顕著にあらわれているのが、先ほど質疑いたしました本条例第4条です。やはり一番欠けているのは公共の福祉を最優先にするということではないかと、私は思います。

公共下水道組合の大前提は、先ほども申しました環境生活面における都市施設の整備による住環境の整備であります。それによって住民の福祉を増進するということですので、この条例の考え方は逆さまではないかと私は指摘をいたします。

本条例の中で5条から7条について、齋藤議員が先ほど質疑いたしました。これまで現行は地方自治法によって議会の議決が定められておりました。それが予算計上のみになったり、一部の範囲のみになったりと、議会としてのチェック機能が半減します。つまり、議会の権能が弱くなるのではないかと、裏を返せば住民の声が反映しづらくな

るのではないかということも懸念しております。そのことによって公共的役割の大きい公共下水道事業が進まない場合、もっと事業を進めるための利用料金を上げるということにもなりかねないのではないかと思います。公共的役割を果たすためには、経営管理の向上、収益中心ではなく、公共の福祉の増進を前面にすることです。

以上述べまして、議案第1号の反対討論といたします。なお、この後、2号、3号、4号、5号の議案も出されると思いますので、これも一緒に言っておきます。反対です。

○議長（山野井 隆君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 賛成討論はないですね。

討論なしと認めます。

これより、議案第1号 取手地方広域下水道事業の設置に関する条例についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 賛成多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

これより15分間、休憩いたします。

午後3時15分休憩

午後3時29分再開

○議長（山野井 隆君） それでは、再開します。

○

議案第2号 取手地方広域下水道組合事業運営審議会条例の一部を改正する条例について

○議長（山野井 隆君） 日程第5、議案第2号 取手地方広域下水道組合事業運営審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） 議案第2号 取手地方広域下水道組合事業運営審議会条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、取手地方広域下水道組合の執行体制を改編することに伴い、当該審議会の処務を所管する課の名称を改めるため、本条例を改正するものです。

以上、議案第2号につきまして提案理由をご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号 取手地方広域下水道組合事業運営審議会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 挙手多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○

議案第3号 取手地方公共下水道組合監査委員条例の一部を改正する条例について

○議長（山野井 隆君） 日程第6、議案第3号 取手地方広域下水道組合監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） 議案第3号 取手地方広域下水道組合監査委員条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、平成29年4月1日から地方公営企業法の一部を適用することに伴い、監査委員が実施する監査及び決算書類の審査について変更が生じるため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上、議案第3号につきまして提案理由をご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。

これより、議案第3号 取手地方広域下水道組合監査委員条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 挙手多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○

議案第4号 取手地方広域下水道組合職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山野井 隆君） 日程第7、議案第4号 取手地方広域下水道組合職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） 議案第4号 取手地方広域下水道組合職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、取手地方広域下水道組合の特別職及び一般職の職員の内国旅行における日当の支給について、特例として定める支給しない期間をさらに延長するものとし、本条例の一部を改正するものでございます。

以上、議案第4号につきまして提案理由をご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

加増充子さん。

○10番（加増充子君） この改正前が「平成21年4月1日から平成29年3月31日まで」と期限があったんですが、これが「当分の間」ということは、どういうことなのか。そしてこの支給しないという理由を、私も議員だったんですが改めて伺います。その理由はなぜだったのか、よろしくお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務課長補佐兼会計係長近内伸一郎君。

○総務課長補佐兼会計係長（近内伸一郎君） それでは、加増議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、今までのこちらの条例でございますと、2年単位で順次支給しない期間というものを延長してまいりました。こちらを「当分の間」と改めまして、支給をしないとするものでございます。

なお、当組合に関しましては取手市に準用しておりますので、取手市の支給が再開されれば、そちらにあわせて支給のほうは再開を考えているところでございます。

それと支給をしないという理由でございますが、こちらに関しては財政的に非常に厳しい状況があったかと思えます。ここに対する手立てといたしまして、電車による出張等廃止としまして、極力公用車の利用としておりますので、そういった理由でございます。

ご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

○10番（加増充子君） わかりました。

○議長（山野井 隆君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号 取手地方広域下水道組合職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 挙手多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○

議案第5号 取手地方広域下水道組合財政調整基金設置条例を廃止する条例について

○議長（山野井 隆君） 日程第8、議案第5号 取手地方広域下水道組合財政調整基金設置条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） 議案第5号 取手地方広域下水道組合財政調整基金設置条例を廃止する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、平成29年4月1日から地方公営企業法の一部を適用することに伴い、当該基金を廃止するため本条例を廃止するものです。

以上、議案第5号につきまして提案理由をご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号 取手地方広域下水道組合財政調整基金設置条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 挙手多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○

議案第6号 平成28年度取手地方広域下水道組合一般会計補正予算（第3号）

○議長（山野井 隆君） 日程第9、議案第6号 平成28年度取手地方広域下水道組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） それでは、議案第6号 平成28年度取手地方広域下水道組合一般会計補正予算（第3号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,688万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億8,996万9,000円とするものでございます。また、債務負担行為の追加及び地方債の限度額の変更もあわせて行うものでございます。

補正の概要について申し上げます。

歳入につきましては、分担金及び負担金577万3,000円の減、県支出金389万9,000円の増、財産収入4万3,000円の減、繰入金5,076万円の増、諸収入147万6,000円の増、組合債8,720万円の減額をするものでございます。

歳出につきましては、事業費が確定したことによる補正でございます。総務費につきましては5,279万5,000円の減、下水道費につきましては1,595万7,000円の増、諸支出金につきましては4万3,000円を減額するものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げます。なお、詳細につきましては事務局長より補足説明をいたしますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（山野井 隆君） 続いて、事務局長渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） 議案第6号について補足説明をさせていただきます。

私からは、一般会計補正予算に関する説明書によりご説明をさせていただきます。

説明書10ページ、11ページの総括につきましては、先ほど管理者より説明のとおりでございますので、省略させていただきます。

初めに、歳入でございます。

12ページをお開きください。

款1分担金及び負担金，項1負担金，目1負担金につきましては134万1,000円の減，こちらは舗装復旧工事受託事業で県南水道企業団からの負担金でございます。県南水道企業団による移設工事の完了が次年度5月末になることに伴いまして，本組合発注の舗装復旧工事の施工時期が次年度6月以降になることから減額するものでございます。

目2受益者負担金につきましては，賦課地積の精査により443万2,000円を減額するものでございます。

款4県支出金，項1県補助金，目1下水道費県補助金につきましては，現年度分県補助金の内示額が確定したことによりまして389万9,000円を増額するものでございます。

款5財産収入，項1財産運用収入，目1利子及び配当金につきましては，預金利子の利率の低下によりまして4万3,000円を減額するものでございます。

款7繰入金，項1基金繰入金，目1財政調整基金繰入金につきましては，歳入歳出の調整によりまして5,076万円を増額するものでございます。

次に，款9諸収入，項2組合預金利子，目1組合預金利子につきましては，預金利子の利率の低下によりまして9万1,000円を減額するものでございます。

項3雑入，目1雑入につきましては，平成27年度決算によりまして消費税及び地方消費税が確定し，竜ヶ崎税務署より返還金がございましたので156万7,000円を増額するものでございます。

款10組合債，項1組合債，目1下水道債につきましては，起債対象の事業費の減によりまして8,720万円を減額するものでございます。

続きまして，歳出でございます。

13ページをごらんください。

款2総務費，項1総務管理費，目1一般管理費につきましては，平成27年度決算により消費税及び地方消費税が確定しましたので3,240万3,000円を減額するものでございます。

目2企画調査費につきましては，請負差金により2,039万2,000円を減額するものでございます。

款3下水道費，項1下水道整備費，目1整備総務費につきましては，受益者負担金一括納付者の減により前納報奨金79万6,000円を減額するものでございます。

目2処理場建設費につきましては，今年度の国庫補助金を有効活用し未契約繰越を行うため8,613万7,000円を増額するものでございます。

目3幹線管渠整備費につきましては，請負差金6,136万5,000円を減額するものでござい

ます。

目4 枝線管渠整備費につきましては、補正額はございませんが、歳入歳出調整のため財源充当を変更するものでございます。

項2 下水道管理費、目1 管理総務費につきましては、携帯電話の更新手数料が不要になったことにより1万8,000円を減額するものでございます。

目2 広域処理場管理費につきましては、県南クリーンセンター水処理施設・汚泥処理施設詳細設計業務委託におきまして、委託内容を調整したことにより800万1,000円を減額するものでございます。

14ページをお開きください。

款4 公債費、項1 公債費、目1 元金につきましては、補正額はございませんが、歳入歳出調整のため財源充当を変更するものでございます。

款5 諸支出金、項1 基金費、目1 財政調整基金費につきましては、預金利子の利率の低下によりまして4万3,000円を減額するものでございます。

15ページをごらんください。

債務負担行為に関する内容でございます。

年度当初よりシステム保守等の業務を円滑に実施するため、債務負担行為を設定してございます。

続きまして、16ページをお開きください。

16ページは、地方債の今年度末残高でございます。表の右下に記載してございます合計額といたしまして約265億円となる見込みでございます。

以上、一般会計補正予算につきまして補足説明をさせていただきました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号 平成28年度取手地方広域下水道組合一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 挙手全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○

議案第7号 平成29年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算

○議長（山野井 隆君） 日程第10、議案第7号 平成29年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） 議案第7号 平成29年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算を上程するに当たり、事業方針と予算編成の概要について申し上げ、議員各位並びに市民の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

下水道事業は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とするものです。

本組合は、供用開始から30年以上が経過し、施設の老朽化が進み、近年においては施設の改築事業が本格的に始まっております。このような状況のもと、本組合は経営基盤の強化が急務となっております。そのため、平成29年度から下水道事業における経理内容の明確化、透明性を図るため、地方公営企業法の財務規定を適用した企業会計に移行してまいります。

このことより、経営状況の明確化、維持管理を必要とする時代に対応した経営体制づくり、情報公開と透明性によりまして市民の理解を深め、本組合の職員の意識向上を図るといった効果が期待されます。

地方公営企業の経営基本原則でございます企業の経済性を発揮するとともに、本来の目的であります公共の福祉を増進するよう運営してまいりますので、今後とも議員各位のご理解のほどをお願い申し上げます。

さて、議案第7号は、平成29年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算でございます。この予算書は平成29年度から地方公営企業法の財務規定を適用するため、地方公営企業法施行令に定められた様式で作成してございます。

初めに、第1条の総則につきましては、当該予算に係る事業年度を定めるもので、平成29年度の予算を定めるものでございます。

第2条につきましては、本組合において平成29年度の基本的な目標とする業務の予定量を定めるものでございます。

次に、第3条に定める収益的収入及び支出につきましては、経営活動に伴い発生すると予定される全ての収益と、それに対応する費用を計上するものでございます。

第4条に定める資本的収入及び支出につきましては、経営規模の拡大を図るために要す

る下水道施設の建設改良費と、これら建設改良に要する資金として企業債及び構成市出資金の収入、現有施設の取得に要した企業債の元金償還金を示すものでございます。

第4条の2、特例的収入及び支出につきましては、企業会計を導入する初年度のみ発生するものでございます。平成28年度予算の出納は、平成29年3月31日をもって閉鎖しますが、従業の出納整理期間を存在させず打ち切り決算といたします。平成28年度以前の会計年度に発生した債権または債務に係る未収金または未払金につきましては、予定開始貸借対照表の資産または負債として計上するため、第4条の2として定めるものでございます。

第5条、継続費につきましては、発注する業務が完成までに複数年を要するものについて、その予算の経費の総額及び年割額を定めるものでございます。

第6条は、債務負担行為について定めるものでございます。

第7条は、企業債の限度額等について定めるものでございます。

第8条は、一時借入金の限度額について定めるものでございます。

第9条は、流用することができる経費を定めるものでございます。

第10条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるものでございます。

最後に第11条は、下水道事業安定のための構成市補助金を定めるものでございます。

以上、概要説明でございますが、詳細につきましては事務局長より説明させていただきます、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

○議長（山野井 隆君） 次に、事務局長渡邊達夫君。

○事務局長（渡邊達夫君） それでは、議案第7号につきまして補足説明をさせていただきます。

ちょっと長くなりますけれども、よろしく申し上げます。

平成29年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算の1ページをごらんください。

初めに、第1条につきましては、総則でございます。

第2条につきましては、本組合の基本的な目標とする業務の予定量を定めるもので、下水道の接続戸数3万7,483戸、下水の年間総処理量1,016万立方メートル、1日平均排水量2万7,835立方メートルを予定するものでございます。

また、平成29年度の主要な建設改良事業でございますが、処理場建設費3億1,103万6,000円、主な内容といたしまして、県南クリーンセンター汚泥棟改築工事、主ポンプ機械・電気設備及び中央監視電気設備改築工事でございます。

次に、ポンプ場建設費929万9,000円につきましては、長寿命化計画に基づくポンプ場改築工事の詳細設計でございます。

次に、管渠建設費12億8,371万2,000円につきましては、主な内容といたしまして新川1号幹線、武兵衛新田1号幹線の実施、また、枝線工事におきまして、取手市で約20ヘクタール、つくばみらい市で約6ヘクタールの面整備を実施する予定でございます。

第3条につきましては、収益的収入及び支出でございます。

収益的収入の総額といたしまして、第1款下水道事業収益43億4,242万1,000円を計上するものでございます。

内訳といたしまして、第1項営業収益13億1,998万5,000円につきましては、主たる営業活動により生じる収益で、下水道使用料、構成市負担金及び下水道手数料でございます。

次に、第2項営業外収益30億2,243万5,000円につきましては、主たる営業活動以外の原因により生ずる収益で、預貯金、寄附金、貸付金等の受取利息、工事受託に伴う収益、構成市補助金、長期前受金、税入等でございます。

第3項特別利益1,000円につきましては、科目設定とするものでございます。

続きまして、収益的支出の総額といたしまして、第1款下水道事業費用42億5,775万5,000円を計上するものでございます。

内訳といたしまして、第1項営業費用36億4,148万2,000円を計上するもので、主たる営業活動のために生ずる費用でございます。従来官庁会計の議会費、総務費及び下水道管理費に相当するものでございます。

第2項営業外費用5億5,888万3,000円につきましては、企業債その他借入金に対する利息、工事受託に要する費用、消費税及び地方消費税でございます。

第3項特別損失3,739万円につきましては、主なものといたしまして平成30年6月に支給する期末勤勉手当及び法定複利費について、支給対象期間のうち平成29年度において負担すべき費用を引当金繰入額として計上いたしますが、企業会計の初年度におきましては引当金繰入額に計上することができないため、損失として計上するものでございます。

第4項予備費につきましては2,000万円を計上するものでございます。

第4条につきましては、資本的収入及び支出となります。

2ページをお開きください。

資本的収入の総額といたしまして、第1款資本的収入19億5,017万4,000円を計上するものでございます。

内訳といたしまして、第1項企業債9億5,310万円につきましては、下水道施設の建設改良事業のための借り入れでございます。

第2項構成市出資金2億7,000万円につきましては、建設改良費において減価償却を成すべき施設の建設に充てる費用でございます。

第3項構成市補助金1億7,179万8,000円につきましては、企業債元金償還等の費用でございます。

第4項国庫補助金4億8,010万円につきましては、国からの補助金でございます。

第5項県補助金につきましては、金額が確定しておりませんので科目設定といたしまして1,000円を計上するものでございます。

第6項負担金等7,517万5,000円につきましては、受益者負担金及び分担金でございます。

続きまして、資本的支出でございます。資本的支出の総額といたしまして第1款資本的支出33億6,039万7,000円を計上するものでございます。

内訳といたしまして第1項建設改良費17億9,190万4,000円、こちらにつきましては処理場、ポンプ場、管渠に係る事業費及び事業計画の策定に要する費用、並びに当該業務に従事する職員の給料等でございます。従来の官庁会計の下水道整備費に相当するものでございます。

第2項固定資産購入費16万8,000円につきましては、工具、器具、備品の購入費でございます。

第3項企業債償還金15億6,832万5,000円につきましては、企業債の償還元金でございます。

なお、資本的収入及び支出におきまして、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額14億1,022万3,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金、引継金により補填する予定でございます。

第4条の2、特例的収入及び支出につきましては、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金でございます。金額といたしまして未収金9億9,666万2,000円、未払金9億4,071万4,000円を計上するものでございます。

続きまして、第5条、継続費の総額及び年割額につきましては、県南クリーンセンター電気設備改築事業として平成29年度1億4,148万円、平成30年度3億8,394万円、総額5億2,542万円を定めるものでございます。

第6条につきましては、平成27年度から平成29年度の供用開始告示区域に係る水洗便所改造資金助成利子補給及び維持管理業務委託について、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、3ページをごらんください。

第7条につきましては、企業債における起債の目的、借り入れ限度額、起債の方法、利率、償還方法を定めるもので、限度額を9億5,310万円とするものでございます。

第8条につきましては、一時借入金の限度額を定めるもので、官庁会計での限度額と同額の15億円とするものでございます。

第9条につきましては、営業費用と営業外費用において流用することができる旨を定めるものでございます。

第10条につきましては、経費の性質上、議会の議決を経なければ流用できない経費を定めるもので、交際費10万円、職員給与費4億7,508万4,000円とするものでございます。

第11条につきましては、下水道事業安定のため構成市から補助を受ける金額といたしまして18億4,800万4,000円を定めるものでございます。

続きまして、別紙A4版縦の取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算補足資料につ

いてご説明させていただきます。ご準備のほうはよろしいでしょうか。

1 ページをお開きください。

1 ページから 2 ページにつきましては、平成29年度の予算の概要でございます。
次に、3 ページをごらんください。

3 ページから 8 ページにつきましては、予算実施計画、内訳書でございます。
続きまして、9 ページをごらんください。

9 ページから12ページにつきましては、公営企業会計において主に用いられる用語集でございます。

13ページをお開きください。

13ページにつきましては、平成29年度における終末処理場整備箇所図でございます。
続きまして、14ページをお開きください。

14ページ及び15ページにつきましては、平成29年度における取手地区整備箇所図でございます。

16ページをお開きください。

16ページにつきましては、平成29年度におけるつくばみらい地区整備箇所図でございます。

続きまして、全協におきまして追加資料としてお配りさせていただきました17ページをお開きください。

17ページにつきましては、会議場で説明いたしました主要な建設改良事業とあわせて、下水道事業計画に関する費用でございます。

以上、平成29年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算につきまして説明をさせていただきました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

齋藤久代さん。

○9番（齋藤久代君） 齋藤久代でございます。それでは議案第7号から幾つか確認の質疑をさせていただきます。

まず、第3条でございます。今、詳しく説明いただいたのであれなんですけれども、まず第3条の収入の部で、第3項特別利益のところは科目設定ということで入れていただいたのは、そうかなと思いました。それで科目設定でありますけれども、特別利益と言いますと、先日ご説明いただきましたが、当期の収益に計上することが不適當であるような特異な収益をいう。これには固定資産の売却益とか過年度損益修正損等があるということなんですけれども、この組合等で予測されるような特別利益について、ちょっと具体的に説明をお願いしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 企画財政課長 濟賀幸夫君。

○企画財政課長（済賀幸夫君） ただいまの質問にお答えいたします。

第3条の収益的収入、第3項の特別利益1,000円、これは科目設定なんですけれども、これは実際に何を見込んでいるかと申しますと、これは原子力損害金でございます、下水道組合から出る脱水汚泥に放射能がついていたとき東電から補償があるときがありましたので、それについて科目を設定させていただきました。そのみ見込んでおります。

今年度におきましても、その関係で東電から損害補償金というのが入ってくる予定がございます。

○議長（山野井 隆君） 齋藤久代さん。

○9番（齋藤久代君） わかりました。ありがとうございます。

その下の支出のところの第3項の特別損失についてもちょっと伺いたかったんですけども、先ほど説明があったので理解できました。ありがとうございます。

それでは、この7号議案の中のちょっと後ろのほうになりますが、20ページと22ページに固定資産の詳しい説明が貸借対照表の中に載っております。固定資産の中の有形固定資産ですけれども、アからキまで書いてありますが、これはすごい大項目だと思うのです。例えばどのようなものがどの程度含まれるかについて、詳しい内容をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

企画財政課長済賀幸夫君。

○企画財政課長（済賀幸夫君） まず最初に、20ページにある開始貸借対照表に出てきます1番固定資産、(1)有形固定資産でアの土地、これは現在、具体的に言いますと県南クリーンセンターの用地、各ポンプ場の用地、そういうものがここに該当いたします。

続きまして、イの建物というのは、今いる県南クリーンセンターの、これ沈砂池管理棟と言うんですけれども、こういう建築物、ポンプ場の上屋、そういうものがこれに該当いたします。

ウの構築物、これは主に管渠、污水管とかがこのウの中に入ってきております。

エの機械及び装置、これにつきましては処理場の中の水処理の中に、いろいろポンプとか汚水を処理するための電気系統とか入っていますので、そういう機械、電気のもものがこれに当たります。

オの車両運搬具というのは、これは公用車の購入した分だけです。リースの分は含まれません。

カの工具、器具及び備品、これは備品が主なんですけれども、その定義といたしまして取得価格が10万円以上で、かつ耐用年数が1年以上のものについて、こういうふうに計上するようにしております。

その下のキの建設仮勘定というのは、これは当該年度に新たに工事を出して、管路とか処理場を増設なんかしたときに、それがまたふえるとういことで、20ページについては

ロという形、新たにふえる資産のことをここに書き上げます。

○議長（山野井 隆君） 齋藤久代さん。

○9番（齋藤久代君） もう一つ確認をさせていただきたいと思います。

この貸借対照表の中でも21ページ、23ページの資本の部とありまして、目の説明の中で資本の説明がありました。そして、その額が大きいほど経営状態が安定し良好なことをあらわしますと説明をいただいたわけなんですけれども、これは当組合において、例えば多ければ多いほどいいと言われても何かぴんと来ないところがあるんですけれども、そしてまた余剰金の中に繰り入れられたりすることもあったりして、詳しく適切な説明をお願いしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 企画財政課長 濟賀幸夫君。

○企画財政課長（濟賀幸夫君） まず、この貸借対照表ですけれども、資産というのがうちの保有している全ての資産のことを言うわけですね。建物から污水管から全て、この資産がどういう原資でつくり上げられたかというのが、この表の見方なんです。

ということは、資産から負債、借金を引くと資本になるという式が成り立つわけなんです。ということは、資産が既存の施設があって、そこに借金が少なければ資本が当然多くなりますから、借金が少ないほうが経営状態はいいという見方ができるわけなんです。それが、この資本の額の幾らまでが適切かという、ちょっとそれは資産がふえてきて、それを求めたときの負債がなければ自動的に資本は上るという形になってくるので、適正な額というのは、多ければ安定しているという説明しかちょっとできません。ちょっとわかりづらい説明かなと思うのですが。

基本的に資産を取得するのにどういった形で、借金で資産を取得したのか、資本と言って借金しないで取得したのかというのがわかる表だと理解していただければと思います。

○議長（山野井 隆君） 齋藤久代さん。

○9番（齋藤久代君） ありがとうございます。

事業規模があって、建物についても、持っている負債についても、ある程度、一定の上限があるのかなと、ちょっと自分のあれが、そういうことではないということですね。

○議長（山野井 隆君） 企画財政課長 濟賀幸夫君。

○企画財政課長（濟賀幸夫君） 今の話で資産をどういったもので取得したのかということになります。当然借金で資産を取得するより、借金がないほうが、負債が少ない資本で取得できるような形が安定した経営だと、また同じ話になって申しわけありません。

○9番（齋藤久代君） ありがとうございます。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

石井めぐみさん。

○6番（石井めぐみ君） それでは、議案第7号について質疑をしていきたいと思います。

私のほうでは補足資料についてお伺いしていきます。

最後の17ページの中の管渠建設費，藤代地区詳細設計業務委託，板橋地区詳細設計業務委託というところで2本予定がされました。これは数年前から一般質問してきて，整備をしていただきたいということで実現したもののなのですが，まず，どこの部分から整備の予定を考えているのかお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

工務課長 穉鹿 毅君。

○工務課長（穉鹿 毅君） ただいまの石井議員のご質問にお答えしたいと思います。

ただいまご質問にありました双葉地区でございます。双葉地区でございますが，今年度から下の新川1号幹線という幹線を延ばしております。来年においてもご要望させてもらっているのは新川1号幹線，こちらを500メートルほど整備をさせてもらいながら，双葉地区，こちらは1丁目，2丁目と言われているところになろうかと思えます。うちのほうで事業計画をいただいているエリアが約7ヘクタールございます。こちらのエリアについての詳細設計を行っていきたいと思っております。

また，この新川1号幹線を延ばしまして双葉地区に入ります大夫落という用水路，こちらを越す工事も次年度から計画をしていきたいと思っております。

また，この委託ができ上がった暁には，もっと詳細なご説明をさせていただけるのかなと思っております。どうぞご協力のほうよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 石井めぐみさん。

○6番（石井めぐみ君） 新川1号幹線から双葉1丁目，2丁目に入ることなんです，これまでも工事をしてきていると思いますが，安全対策の部分で，あそこ道がそんなに広くはないのでどのように対策をしていくのか，お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 穉鹿 毅君。

○工務課長（穉鹿 毅君） 石井議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず，新川1号幹線でございます。以前にも議員にご質問いただきました。以前に事故が起きたというお話をいただいておりますところでございます。こちらは今年度も工事を進めております。こちらの工事事業者とも，うちの監督とも，注意をしながら下水道工事の事故が二度とおきないように進めてまいっているところでございます。

また，双葉地区，こちらの地区におきましては，ただいま来年度，詳細設計という設計委託を行っていく所存でございます。

議員もご存じのとおり，何分道路も狭い，なかなか地下水の高いような軟弱地盤のところでございます。大変工事的には厳しい，地下埋設物も必ず入っているところがございます。厳しい状態ではございますが，安全には十分注意し工法を選定してまいっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（山野井 隆君） 石井めぐみさん。

○6番（石井めぐみ君） 最後に，ようやく新川第1幹線から大夫落を越えて双葉地区に

入ることなんです、双葉地区の皆様は下水道の管が伸びるということで、待ちに待った管路ですが、今後どのように工事をしていくのか、こういうふうにしていきますという周知をしていくのかお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 穂鹿 毅君。

○工務課長（穂鹿 毅君） ただいまの石井議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、設計委託で今年度、基本設計という設計を行っております。こちらにおきましても双葉地区の皆様にお話をさせていただいております、いろいろ区長さんともお話をさせてもらっているところでございます。

また、何分先ほど言ったとおり、詳細な工事内容等、どちらから攻めていく、どちらから工事を行っていくというものについては、まだ詳細なことは見えてきません。こちらが見えてきましたところで、住民の皆様とお話し合いをさせてもらいながら進めていきたいと思っております。

また、周知についても、地元の区長様と班長様、また議員の皆様とご相談をしながらまわっていききたいと思っております。ご協力お願い申し上げます。

設計委託などを踏まえてやっていきたいと思っております。よろしくお伺いいたします。

○6番（石井めぐみ君） ありがとうございます。

○議長（山野井 隆君） 次に、加増充子さん。

○10番（加増充子君） 加増充子です。先ほどの説明の中で、第3条収益的収入及び支出、それから、第4条の資本的収入及び支出の中に、構成市負担金、また補助金、出資金という名前が出ています。これまでの会計ですと構成市負担金として約22億円弱入っていたんですが、この補助金、負担金、それから、出資金ですか、それが分かれて総合的にはこれまでどおり構成市のほうから入ってくるのか、まず伺いたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 企画財政課長 濟賀幸夫君。

○企画財政課長（濟賀幸夫君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、構成市負担金、従来の官公庁会計で言いますと、構成市負担金は平成29年度も取手市、つくばみらい市とも28年度と同額で、総額で取手市が16億6,000万円、つくばみらい市が5億8,700万円、これが総額になっています。それを今度企業会計の予算にしますと、先ほど質問がありましたように、まず収益的収入のほうの営業収益の中の構成市負担金、これ1億2,899万6,000円、これはこの使途なんですけれども、これは雨水処理負担金なんです。雨水処理負担金というのは、雨水は公費で賄います。汚水は市費でやるんですけれども、これは幾ら公共下水道といえども雨水も維持管理していますので、それについての減価償却費とか維持管理費を、おのおの構成市からいただいております。

次に営業外収益に出てきています構成市補助金というもの、これもうちの処理場は分流式下水道という処理方式で処理しているんですが、総務省から分流式下水道に一般会計からの繰出金というのが認められている分というのが歳出の仕方であるんですね。その分が

これに計上しているんですけれども、さっきの総額は基準内は内輸なんですけれども、総額の余りもここに入っているような、基準外の総額の残金もここに入っているような状態に、今なっております。

続きまして出てきますのが、今度は4条のほうに行きまして、資本的収入の中の構成市出資金、これは建設工事をする際に市財で負担する部分、それを出資金という名称にすると、消費税とか申告の際に大分消費税が軽減できるような特典がありますので、こういう出資金という名称になっています。

あともう一つ、資本的収入の中にあります構成市補助金、これは今までの起債の元金償還に充てるための構成市からの、従来で言う構成市負担金、この4種類に分かれて予算づけしております。

○議長（山野井 隆君） 加増充子さん。

○10番（加増充子君） そのような内容を、私もこの間、説明会でも伺って帰ったんですが、そうしますと、これまで構成市負担金というのは取手が16億円、みらいが5億8,000万円でしょうか、そういう流れで来ているんですが、そこだけしか今までなかったわけですが、負担金、補助金とかになっていくと、それぞれの市の割合が出てくると思うのですが、例えば第3条の構成市負担金というのが雨水処理負担金のところということで言われました。そうしますと、これが1億2,899万6,000円ですよ。これが割合があると思うのです。取手市の出し分とみらいの出し分、これはどういうのを基準にしているのか、額はこの間おっしゃっていましたが、9,746万5,000円が取手市で、みらいで3,153万円とありましたけれども、その基準となる割合ですか、そういうことが例えばこの下の営業外収益のところもありますけれども、こういうところの構成市の出す補助金、出資金、負担金の割合の基準というのは、どういうところでやるのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

企画財政課長 濟賀幸夫君。

○企画財政課長（濟賀幸夫君） 今ありました構成市負担金の汚水処理負担金1億2,899万6,000円の内訳なんですけど、具体的に言いますと取手市が9,746万5,000円、つくばみらい市が3,153万1,000円という内訳になるんですけれども、これの出し方につきましては、雨水についてはそれぞれ、つくばみらい市であれば谷井田に雨水調整池があって、それを動かすのには電気代もかかりますし、その積み上げもあります。そういう各市にあるものに関してかかる費用を、実際に積み上げておのおの市の分を出しております。

○議長（山野井 隆君） 皆様に申し上げます。市名、つくばみらい市と正確におっしゃっていただきたいと思っております。省略したりしないようお願いいたします。つくばみらい市でお願いいたします。

続けてください。加増充子さん。

○10番（加増充子君） 大変失礼いたしました。全然悪気はございません。つくばみら

い市です。すみませんでした。

ですから、先ほども言ったように負担金がそうだ、構成市補助金もそういう各市のかかる費用から出していくということで、これまだ私弾いていないんですが、総合的に見ますと、構成市から出ているお金はこれまでどおりという範囲なのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 済賀幸夫君。

○企画財政課長（済賀幸夫君） 先ほども申し上げましたとおり、28年度と29年度はそれぞれ取手市、つくばみらい市同額になっていますので、前年比ゼロという感じになっています。なので、基本的にこの出し方は規約に載っています費用の支弁ということで、維持管理費は10%が均等割の90%が流入水量割とか、そういう規約に、処理場のほうから両方で管理して、両方の汚水が入ってきていますから、そういう分も割り当て方は規約のとおりこれをやって、それに流れる分を出しているということになります。

○10番（加増充子君） わかりました。いいです。

○議長（山野井 隆君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

加増充子さん。

○10番（加増充子君） 非常に心苦しいんですが、立場をはっきりということで反対します。内容ではございません。

議案第7号 平成29年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算について反対いたします。

29年4月から地方公営企業法が一部適用され、それに伴った予算ということは、これまで申してまいりました。その内容は経営状況と明確化、維持管理時代に対応した経営体制づくりを主としています。そして収益的収入支出、資本的収入支出、また貸借対照表などと、これまでと違う会計で経営が見える化しております。そのための体制づくりが中心となっているわけです。

私は、下水道組合としての事業を進めることには反対ではありません。これまでも事業促進に努力されているのは理解しております。さらに住民要求に応え、促進していただきたいと強く願うものですが、さきに述べたように、企業効率を優先する会計は将来への不安をもたらすのではと懸念するものであり、認められません。企業会計導入に反対の立場から、今回の予算は企業会計導入初年度ということもあり、立場を明らかにするということで反対といたします。

○議長（山野井 隆君） 討論に賛成と反対を混ぜたような討論は、申しわけないんですけども、内容に反対でしたね。

○10番（加増充子君） 反対です。

○議長（山野井 隆君） 内容に反対，わかりました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 討論なしと認めます。

これより，議案第7号 平成29年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計予算を採決いたします。

本件は，原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（山野井 隆君） 挙手多数であります。よって，議案第7号は原案のとおり可決されました。

ただいま管理者から報告第1号が提出されました。

お諮りいたします。

この際，これを日程に追加し，直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。報告第1号 28国補第63-112号雨水枝線工事請負変更契約締結についての専決処分の報告についてを日程に追加し，追加日程第1として議題とすることに決定しました。

職員に追加議案を配付させます。

○

報告第1号 28国補第63-112号雨水枝線工事請負変更契約締結についての専決処分の報告について

○議長（山野井 隆君） 追加日程第1，報告第1号 28国補第63-112号雨水枝線工事請負変更契約締結についての専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者藤井信吾君。

○管理者（藤井信吾君） 報告第1号 28国補第63-112号雨水枝線工事請負金額の変更に伴う専決処分の報告につきまして，提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては，平成28年第1回臨時会におきまして議会の議決により，平成28年7月22日に工事請負契約を締結し，現在施工している工事でございます。

本工事は，取手市青柳地内の雨水を排除する本管を敷設する工事でございますが，当初予定していた工法から，支障埋設物を考慮した推進工法に変更が必要となったため，請負者であります菊地植木建設株式会社と1,348万9,200円の増額変更を行い，請負金額の総額で1億6,760万5,200円としたものでございます。

なお、本工事の契約変更につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分としましたので、同条第2項の規定に基づきまして報告第1号として報告を申し上げるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（山野井 隆君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山野井 隆君） 質疑なしと認めます。

報告第1号につきましては報告案件でありますので、ご了承願います。

○

○議長（山野井 隆君） これにて本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。よって、平成29年第1回取手地方広域下水道組合議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたり熱心なるご審議をいただき、まことにありがとうございました。

午後4時25分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

議 長 山 野 井 隆

署 名 議 員 吉 田 宏

署 名 議 員 齋 藤 久 代